

報告第 1 1 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 3 0 年 1 1 月 2 8 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

記

項 目		内 容	
発生日時・場所		平成 3 0 年 8 月 2 日 午前 1 0 時 5 0 分頃 飛驒市古川町宮城町 宮城橋の先	
事故の概要		職員が運転する市有車の代車が市役所に向かって進行中、宮城橋先の十字路において、左側から相手車両が衝突し、双方の車両が破損した。	
相手方		[REDACTED]	
事故の種類		人 身	物 損
相手方損害額		—	4 8 5, 4 2 8 円
市の過失割合			1 0 %
損害賠償金		—	4 8, 5 4 3 円
内 訳	保険金	—	0 円
	一般財源	—	4 8, 5 4 3 円
専決年月日		平成 3 0 年 1 1 月 5 日 専決第 1 3 号	

項目	内容	
発生日時・場所	平成30年8月2日 午前10時50分頃 飛騨市古川町宮城町 宮城橋の先	
事故の概要	職員が運転する市有車の代車が市役所に向かって進行中、宮城橋先の十字路において、左側から相手車両が衝突し、双方の車両が破損した。	
相手方 (代車所有者)	[REDACTED]	
事故の種類	人身	物損
相手方損害額	—	192,000円
市の過失割合		10%
損害賠償金	—	19,200円
内訳	保険金	0円
	一般財源	19,200円
専決年月日	平成30年11月5日 専決第14号	